

足利忠綱治承宇治渡河先陣譚の成立について

佐々木 紀 一

一、『平家物語』足利忠綱先陣

治承四年五月の宇治川合戦こそ源平合戦の幕開けであるが、『平家物語』を辿るに、劣勢の為、三井寺より南都に落ちる途中の宮方を平家が急追。悪僧達の超人的な奮戦で、平家は宇治橋の橋桁を渡し倦み、侍大将の上総介忠清が、迂回策を献言した時、

自^アリ平家^カ方^サ、足利^アノ又太郎忠綱、馬ノ足閑^カニ歩^アマセ打^ノ苳^ミツ、河ノ岸^ニ、弓^ヲハ取直^ツ、引^ニヘ手繩^ヲ申ケルハ、
是^カテハ今日ノ軍不^レ可^ニ事行^ク、於忠綱^ニ命^ヲ奉^レ君^ニ、骸^ヲハ曝^シ、宇治河ノ瀬^ニ、名可^レト留^ニ後代^ニ只一人
河^ヘ打入^{ルト}テ (四部合戦状本巻四) (1)

と、颯爽たる武者振りが眩い、足利又太郎忠綱が渡河を敢行する。同人の渡河は現存『平家』諸本で一致し、更に、
伯父^ニ倍屋^ノ小七郎、子息^ノ七郎太郎、小野寺ノ禪師太郎、吉水^ノ五郎、那波^ノ太郎、佐貫^ノ四郎大夫、大胡^ノ大室^ノ・深栖^ノ・山ノ上、郎等^ニハ利根^ノ呂四郎、大賀^ノ安^ノ五郎、彦間^ノ四郎、田中^ノ宗太三百余騎打入^ニ、
と一門郎等を率ゐ、馬筏を組んだとあり、自身は、

俵^タ藤太秀郷^カ末葉足利ノ太郎俊綱嫡子又太郎忠綱、生年十七歳、是^クコソ懸^レト先^ハ、喚^ハツテ懸^ル、残^リノ勢^モ見^レ
之^ヲ、我不^レシト劣^ラ渡^シケリ

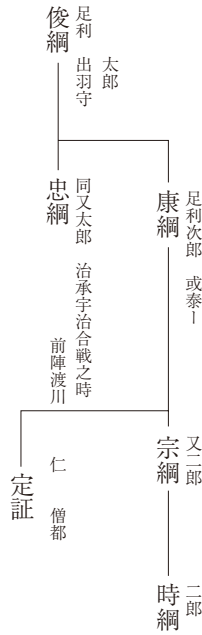
と名乗り⁽³⁾、残りの勢も渡河したとする。

その系譜も、同伴した交名の一部も諸本間で異同があるが、『尊卑分脈』⁽⁴⁾ 等其他の史料に確認できる。更に一部伝本ではその後、一族間でその恩賞分配の訴訟があつたとする⁽⁵⁾。恩賞の一つとして清盛が新田庄を給付する事自体史実では有り得ないとされるが⁽⁶⁾、野口氏論では、一門渡河、論功行賞までを物語の創作とする事は不自然とする。

足利忠綱の渡河は『吾妻鏡』にも、

去年夏之比、可誅滅平相国一族之旨、高倉宮被下令旨於諸国畢、小山則承別語、忠綱非其列、太含鬱憤、加平氏、渡宇治河、敗入入道三品頼政卿之軍陣、所奉射宮也（養和元年閏二月二十三日条）

と言及がある。『尊卑分脈』「藤成孫」（新訂増補国史大系）⁽⁴⁾ にも、



とその記載があり、『夜藤文書』所収秀郷流系図にも（略記）、



と見えた⁽⁷⁾。以上から足利忠綱の渡河は史実で、『平家』もそれを伝えてみると考へられてきた訳である。

しかしこの時、渡河したのが足利忠綱ではなく、同名ではあるが、平家家人藤原忠綱（以下、判官忠綱とする）であつたとして、数百年來の通説を覆したのが、野口氏論であつた。即ち当時の公家の日記を閲するに、足利忠綱の渡河には言及がない。対して、

檢非違使景高（飛驒守景家嫡男）、同忠綱（上総守忠清一男）等已下士卒三百余騎、逐責之、于時敵軍於宇治平等院羞喰之間也、依引宇治川橋、忠清已下十七騎、先打入、河水敢無深、遂得渡（『玉葉』治承四年五月二十六日条）⁽⁸⁾

とあり、また、

飛驒守景家・上総守忠清等発向宇治之間、宮先渡橋給、彼方甲兵引橋、景家責寄於橋上合戦之間、忠景又追來、伴類十余騎作時、打入馬於河中、橋上方有步渡瀨、或又雖深淵、以馬筏、郎等二百余騎渡河、於平等院前合戦、景家得頼政入道頸、忠清得兼綱（大夫尉）頸（『山槐記』同日条）

とある事を見るに、渡河先陣は平家郎等で、判官忠綱父の上総介忠清が率ゐる⁽⁹⁾、『愚管抄』卷五（新訂増補国史大系）にも「馬筏」を組んだとの風聞のあつた事が分かる。野口氏論では、同時に子息の判官忠綱も渡河したと推測し、それが足利忠綱に変更されたとする。更に同時に渡河した足利一門が十六人であつたとする事は、先の『玉葉』の「忠清已下十七騎」を承けた数かとも推測する。

源兼綱を討つた官兵を前掲『山槐記』では忠清とするが、同記五月二十六日条の頸注文では忠綱とある。これは忠綱自身が渡河した故の殊勲と解する、或は、

前將軍聞此由之後、無左右遣上総守忠清・飛驒守景家等令追、勇武之至、不旋踵歎（『親経卿記』五月二十六日条）⁽¹⁰⁾
や、

於宇治橋辺、官兵忠清・景高等合戦数剋（京都大学総合博物館修寺本『皇代曆』）

とあり、『山槐記』五月二十六日条所載の注進で、判官忠綱の得た首級が、『源平盛衰記』卷十五「南都騷動始」では、忠清又兼綱・義清・唱法師・配カ首ヲサ、ケテ、同參シケリ

と、忠清の功績となる事を見るに、忠清・忠綱親子、景家・景高親子の間で、軍功の移動、混同があつた可能性もあるでしょう。更に先の『吾妻鏡』の記事、『太平記』⁽¹¹⁾、銘尺諸本⁽¹²⁾等は、全て『平家』を承けたと説明可能である。

また秀郷流の他の系図¹³⁾には足利忠綱の宇治川渡河が無い事からすると、『尊卑』・『夜藤文書』の渡河記事も、後補と見る事が出来る。

前掲の『吾妻鏡』養和元年閏二月二十三日条では、高倉宮の令旨を受けた小山氏への対抗から足利忠綱は平家側に就き、渡河した事に成る。しかし忠綱の動機もさうだが、小山氏の令旨拝受の事実は不明。更に宮の謀反発覚¹⁴⁾から合戦(同二十六日)までの期間を考へると、その間に足利忠綱が上洛したとすると時間的余裕が無い。或は頼政が宮の御所に赴き、謀反を勧めたのが治承四年四月九日¹⁵⁾で、頼朝の元に使の行家が到着したのが同二十七日とある事と事実とし¹⁶⁾、下野に令旨が到着した時期をほほその頃の四月末日前後として、足利忠綱がそれを察知し、急遽上洛したとすると、発覚・合戦の期日に確かに間に合ふが、謀反露頭の新説を構へる事となるだらう。この『吾妻鏡』の当記事は史実として十全ではないと見るべきである。目下、野口氏論の指摘した通り、『平家』の足利忠綱渡河説が確証を欠く事は確かであらう。

二、諸説の検討

問題は足利忠綱が判官忠綱に取つて替はる理由の説明である。野口氏論は、足利忠綱が「田原又太郎忠綱」と称されてゐた事から、先祖の英雄田原藤太秀郷と重なる事¹⁷⁾、秀郷の名字の田原は宇治近くにあるが、同地は壬申の乱・惠美押勝の乱の戦場であつた事から、連想として『平家』の宇治川渡河に足利忠綱が登場したと推定する。

秀郷が田原藤太と称されるのは平安時代後期の『今昔物語集』巻二十五ノ五「平維茂罰藤原諸任語」(日本古典文学大系)に見えるが¹⁸⁾、足利忠綱が「田原又太郎忠綱」と見える文献は、『諸家系図纂』「野州佐野系図」の「田原又太郎、宇治川先陣」¹⁹⁾である。しかしその成立時期は不明で、その呼称が『平家』成立以前に遡るか未確認である。また連想の連続による交代は目下、実証困難で、説得力に欠けるのではないか。

須藤聡氏は忠清配下に実際、足利忠綱及び一族が渡河してゐた可能性を想定する²⁰⁾。野口氏論では、渡河した軍勢が古記録では少数で、物語の足利一族の同伴と背馳するとするが、『愚管抄』には「大勢ニテ馬イカダニテ宇治川ワタシテケレバ」とあるから、軍勢の多寡は不明で、足利一門・郎等を含み得るとしななければならぬだらう。しかし端的に足利忠綱のこの時の渡河の確認は困難である。高倉寺本『平家』巻四²¹⁾では、足利忠綱の名乗りの次に、

かやうに無官無位成者の、宮に向奉て弓を引、矢を放さん事、冥加のほども、其恐不^レ少候へとも、平家太政入道殿御身の上にてこそ候はんすれ、宮の御かたに我と思はん人々勧め、見参せんとして、平等院の門の内へ責め入ける、上総介忠清もうち入たり、宇治川早しと申せとも、馬人せかれて水は上にそた、えたる(下略、官兵流落)と別に忠清の渡河があるが、同本が史実の忠清渡河を別に付加した可能性を考へるべきであらう。

対して日下力氏は、『平家』には西国武士の懦弱と東国武士の剛健とを対比させる意図があり、判官忠綱から同名の足利忠綱への転換が図られたとし、物語で足利忠綱が渡河中持ち出す、利根川を挟んだ足利秩父の戦ひは事実で、「そのことでも知られていた足利氏の、半ば伝説化されていた若武者」を登場させたとした²²⁾。確かに『吾妻鏡』養和元年閏二月二十五日条には、足利忠綱の伝として、

是末代勇士也、三事越人也、所謂一其力对百人也、二其声響十里也、三其齒一寸也云々

とある記事内容は誇張を含むから、日下氏論の如く同人の伝説化を見る事は正しい²³⁾。

しかし『平家』諸本全てに共通するが、足利忠綱の語る利根渡河は、新田入道の勲功である。

昔、秩父^{チ、フ}と足利^カト違^レヒテ中^ヲ、有^シ度々ノ合戦^ノ時、武蔵^ト上野^トノ境^ニ、云^ニ利根河^ト有^ニ大河^一、寄^スル時、尋^レ瀬^ヲ渡^シケルカ、落^ル時ハ不^レ嫌^ニ淵瀬^一ヲ渡^リケレトモ人モ不^レ死、馬モ不^レ流^レ、自^レ足利^一寄^ニ秩父^一時、語^ヒツ、上野ノ国ノ新田入道^一、為^ニ搦手ノ大將軍^ト、大手^ハ為^ニ長井ノ渡、搦手[□]云^ニ杉渡^ト処^ヲ、欲^レ渡、自^レ秩父方^一船^ヲ引上^ケ、為^ニケレハ打破^一ナント、不^レ得^ニ渡ル事^一ヲ、新田ノ入道申^{ケル}ハ、被^レ憑^レ□人、為^ニ大將軍^一ヲ程^ニテ不^レ渡^二此河^一ヲ、引^ヘテ可^レキ有^レ無^シ様、溺^レレテ水ニ死^テコソ流^レメ^トテ方矢取り名^ヲモ、五百余騎組^テ馬髪^ヲ渡^シケルトハ凡

へ聞ケ、昔モ渡シケレハコソ、坂東太郎ハ得^レタル名ヲ渡シケメ利根河^一ヲ、見^ニ此河^一ヲ、児^コ屋^ヤ板^イ渡、不^レ倍^ニラ幾良程^一モ物ヲ（四部本卷四）

と、足利側の援軍の新田義重の敢行であるから、日下氏論の如くは、この新田入道の渡河が『平家』の足利忠綱の渡河に直接影響を与へたものではなく、その合戦が齎した足利忠綱の武名が、『平家』に於ける交換の契機であつたと説明するものであらう。

しかし利根河合戦の及ぼした足利忠綱の声名、及びそれが『平家』に影響を及ぼす過程を確認出来るだらうか。野口氏論が推測する様に、藤姓足利氏にも家伝があつた可能性はあるが、現在、それを確認出来ない。然るに足利氏が利根川を渡つたとする『平家』がある。

三、足利氏の渡河勲功譚

それは寿永三年正月の東国軍が宇治川を挟み、義仲軍と対峙した時、同じく迂回を提案して見せた大將軍義経に對する畠山重忠の言葉に見える。

水上ハ近江ノ水海ナレハ、比良ノ高根ノ雪ケノ水、マツトモくヨモ尽シ、上野国ニ大河ニアリ、北山ヨリ流タルハ利根河ト名ケ、西山ヨリ流レタルハ安加妻河ト名タリ、洪河ト云所ヨリニ河一ニナリテ下野国ハ流レタリ、昔在中将ノムレキテ、イサコト、ハムミヤコトリトナム、ヨミタリケル角田河ト申ハ、此河ノ事也、坂東太郎トテ関東第一ノ大河也、サレトモ去治承元年三月ノ比、春雨幽々トシテ、山ノ雪水^氷_氷有ケルニ、宇治河ヲ足利又太郎俊綱ハ生年十七才ニテ先陳^レワタシタリキ、十七歳ノ小冠タニモ渡シタリケルソカシ、又太郎トテモ鬼神^ニテハヨモアラシ、凡夫^ニテコソ有ラメト思^テ、重忠^モ大洪水ノ時、タヒく彼ノ角田河ヲ渡タルコト待^キ、況ヤ此河ヲミルニ、彼角田河ホトハヨモアラシ（延慶本五本「兵衛佐ノ軍兵等^付宇治勢田事」）

を見るに、重忠は足利俊綱の利根川の渡河引き合ひに出すが、最後に傍線を見るに宇治川の事とされ、前後撞着する。他本の当該箇所では、

かねてしろしめされぬ海川の、にはかにいてきたらはこそ、ひかへてかくとも申さめ、この河、近江の水海のすゑなれば、まつとも更にひまし、たれかは橋をもわたしてまいらすへき、この河のていを見るに、馬のあした、ぬ所五六たんにはよもすきし、高倉宮の御時、足利又太郎もわたせは社わたしけめ、神のなりてはよもわたさし、いてく重忠せふみつかまつらん（長門本卷十六「高綱宇治河渡事」）

と、治承の足利忠綱の宇治川渡河に言及があるのみである。

治承元年に十七歳とあるのは、父俊綱では『平家』の忠綱の年齢と近過ぎるのだが、又太郎の仮名の一致からすると、これは親子を混同してゐると解される。親子の混乱は同時代の記録の『玉葉』治承四年九月十一日条にも、

足利太郎（故利綱子云々）等与力

と、又太郎の仮名が父のそれと同じく「太郎」と記され、日蓮遺文の「富城入道殿御返事」には、

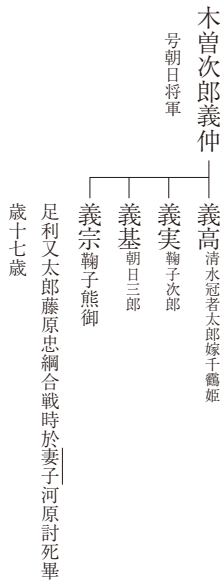
昔利綱・高綱等が渡せし時には無可似²⁴⁾

と、俊綱が宇治川を渡つたとされる。今成元昭氏は、日蓮の誤記ではなく、延慶本との一致からすると、共通の俊綱宇治川渡河の伝承が存在したとし、「足利一族の種々の渡河武勲談が『平家物語』以前から伝えられていたことであり、それらの中に俊綱の渡河談や、俊綱と忠綱とを混同した伝承が在ったであろう」と論ずる。²⁵⁾

しかし延慶本と日蓮が採用した共通の足利俊綱の宇治川渡河伝承があつたとする見解には賛成出来ない。延慶本と日蓮が別に両者を混同した可能性を否定出来ないからである。或は延慶本の記事は、『平家』の宇治川の足利忠綱渡河を改変したものだらうか。しかし延慶本がその日付を「治承元年三月」・「春雨」（波線）とする点、治承四年五月のそれと背馳し、単純な竄入とは出来ないし、『平家』では治承四年の時点の忠綱の年齢が十七とされるから、先の利根川と宇治川の混同以外にも、拙劣な改変と説明しなければならない。

寧ろ延慶本本文は宇治川とある部分を除けば、矛盾が無い。これは利根川合戦の足利(又)太郎渡河伝承が『平家』に採り入れられた後、最後に宇治川を差し挟んだ為、延慶本本文に矛盾が生じたと解すればよい。同時にそれが足利忠綱の宇治川渡河に転用されたとすれば筆者は足利忠綱宇治川渡河説成立が説明可能と見るものである。

『平家』には利根川合戦における足利親子の動向は不明であるが、新田義重子孫の房州里見氏伝来の系図の脇書に關係記事が僅かに見える。拙稿で指摘したが、長楽寺本系(27)に属する東大史料編纂所蔵島津本『源家大系図』(紙焼写真による。以下、島津本)に、



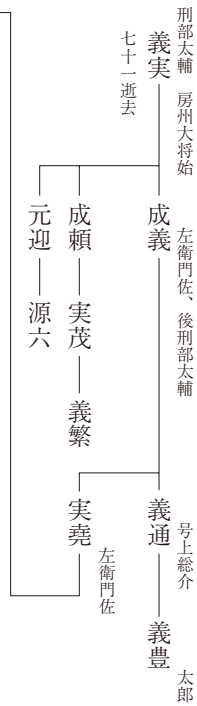
法名大炊助
新田大炊助義重——同高林四郎義俊——伊賀守義成
号里見

とあるが、木曾義仲の子が足利忠綱の合戦に關係する事は状況的に無理があり、義宗の左の脇書は、本来義俊に付せられたと推定し、『平家』に言及される利根川渡河合戦を指すとした。

傍線部を同系の妙本寺蔵「源家系図」(以下、妙本寺本)では「妻」とし、『千葉県の歴史 資料編 中世三(県内文書二)』の翻刻では「賽力」とするが、(28) 残念ながら当該地は不明で、『平家』の地名との關係を確認出来ない。

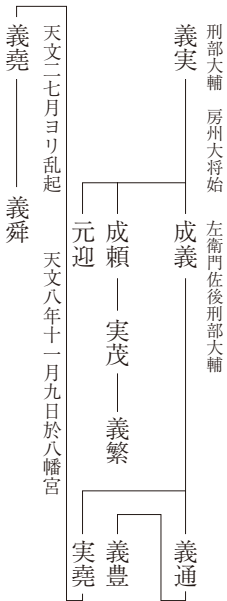
両系図の成立時期については拙稿では検討しなかつたが、妙本寺本は奥書より天正七年に日恩が書写するが、それは里見義堯所持本を本門寺の日殿が書写した本に基づく事が分かる。さらに佐藤博信氏は義頼以の字は後筆で、義堯

所持本は義舜元服の天文八年（一五三九）から同十四年迄の日殿の妙本寺在寺の間に成立したと推定してゐる。⁽³¹⁾
 (妙本寺本)



陸奥守 義堯 弘 左馬頭 義頼 (異筆) 左馬頭 義康 忠義
 天文二七月ヨリ乱起 (舜)
 同 天文八年十一月九日三元服於八幡宮也 元和元年九月九日 落城
 從十月ノ比房州守コ 五
 廿七才御時也 十〇才ノ御年也、仮名太郎殿

しかるに島津本の里見氏部を見るに、
 (島津本)



と、正に義舜に留まる。但し里見氏増補以外の記事は両本で異なり、他本に近い所があるから、島津本が義堯所持本であつたか、別に考証する予定であるが³²、問題記事を持つのは目下、島津本・妙本寺本の二本のみで、問題の記事は里見氏の始祖伝承を室町後期に増補した可能性がある。

その成立時期は何処迄遡れるか不明で、且つ近世成立の系図では義俊の伝記、享年が区々であつた。『錢阿寺新田足利両家系図』³³では、建久四年八月に頼朝により安房守護に任じられたとあり、藤原直臣編『雑家系図』三「里見系図」（安房杖珠院蔵）では、「元久元年四ノ八卒」、寺田右京進等書上とある『西上野板花八幡城主里見系』では「承久三年十七日死ス」、間鍋藩家老里見内記本『里見家譜』では「貞応年中卒」とあるが³⁴、父義重・子の義成、兄弟の義範・義兼・義季が『吾妻鏡』に見え、特に寵臣の義成³⁵の父である義俊への言及が無い事は、頼朝挙兵以前に死亡してゐたと見るべきだらう³⁶。大野太平氏は「嘉応二年十一月五日卒」をその候補とするが、典拠不明である³⁷。然るに南北朝頃には成立してゐた北酒出本『源氏系図』³⁸の義俊の脇書にも、

義俊

高林二郎

与足利太郎藤

俊綱合戦之時被打了

と、義俊の戦死記事があり、こちらは俊綱とあるが、「与」の使用法から、同時で『平家』の新田入道渡河時の合戦を指すと考へた³⁹。

或は前掲四部本の宇治川合戦に「有^二シ度々ノ合戦^一ノ時」とあり、藤姓足利氏と新田氏との関係悪化の可能性⁴⁰を考慮すると、両者敵対の別時の合戦の可能性もあるが、筆者はそこに足利忠（利）綱利根川渡河伝承があつたか、或

はそれを派生する足利親子の関与があると見て、『平家』の治承の足利忠綱の宇治川渡河譚成立の理路とするものである。

- 注
- (1) 水原一氏編『延慶本平家物語考証』一資料編「野村精一氏藏(野村宗朔氏筆写本)」による。『平家』諸本中、延慶本、四部本(巻四以外)は汲古書院の影印、長門本は岡山大学本の翻刻(福武書店)により、赤間神宮本の影印(山口新聞社の影印)を参照。覚一本は龍谷大学善本叢書の影印、屋代本は貴重古典籍叢刊による。
 - (2) 『保曆間記』も同(和泉書院刊の影印)。行俊本(長門切)にも存在してゐた事は、松尾鞆江氏「平家物語断簡「長門切」続考―『軍記物語論究』付載資料補遺」(『国学院大学で中世文学を学ぶ 第二集』(平成二十一年三月)・同氏「長門切からわかること―平家物語成立論・諸本論の新展開―」(『国学院雑誌』一一八ノ五(平成二十九年五月)参照。十六歳とするのが文禄本(日本古典文学会の影印)。十八歳とするのが中院本(校訂 中院本平家物語)・百二十句本(汲古書院の影院)。
 - (3) 一例を挙げれば『大中臣氏略系図』に「深栖太郎(前足利一門也)」(網野善彦氏『日本中世史料学の課題』第一部第二章「桐村家所藏「大中臣氏略系図」」(平成八年三月)と見える。
 - (4) 野口実氏「橋合戦における二人の忠綱」(『文学』刊第三巻四号(平成十四年七月))。以下、野口氏論とする。
 - (5) 延慶本二中「南都大衆撰政殿御使退帰事」・『源平盛衰記』巻十五「南都騒動始」
 - (6) 『伊佐早謙採集文書』八「諸家文書」による(東大史料編纂所の電子公開)。
 - (7) 凶書寮叢刊による。次の『山槐記』は増補史料大成による。
 - (8) 忠景が忠清の前名である事は、延慶本に「忠清カ本名ヲハ忠景、云ケレハ」(二末「京中落書スル事」とあるが、これは、『山槐記』治承四年十一月六日条、『愚昧記』治承元年四月十五日条・五月十三日条(大日本古記録)より確認出来る。
 - (9) 大島幸雄・細谷勘資・木本好信氏編『親経卿記』。
 - (10) ①巻八「三月十二日合戦事」・②巻十四「將軍御進発大渡山崎等合戦事」・③巻二十八「三隅入道謀叛事」に「足利又太

- 郎」の宇治渡河が見える（日本古典文学大系による）。主要諸本同じ。
- (12) 観智院本「銘尽」「正恒」に、「足利又太郎忠綱宇治河の合戦の時、是を帶す、繩切云々」（国会図書館の電子公開）とあり、建武五年成立の明德三年本「銘尽」「正恒」にも「足利又太郎忠綱宇治川渡時、太刀」（個人蔵）とある。
- (13) 正宗寺蔵「諸家系図」下（その忠綱の脇書に「為頼朝死」とある（東大史料編纂所の摸本の電子公開））・「朴沢氏系図」「仙台市史 資料編 古代・中世」所収「朴沢（憲行）家文書」一・「佐藤氏系図」（三重県史 資料編 中世二）所収「佐藤文書」一）にも見えない。
- (14) 『百鍊抄』（新訂増補国史大系）・「吾妻鏡」治承四年五月十五日条。
- (15) 『吾妻鏡』治承四年四月九日条及び同二十七日条所収の令旨の日付。
- (16) 延慶本では二十八日（二中「平家、使宮、御所ニ押寄事」）。
- (17) 「伝説の将軍 藤原秀郷」八二「依藤太秀郷の造形」（平成十三年十二月）
- (18) 佐久間弘之氏「依藤太伝説と秀郷流藤原氏」（野口実氏「小山氏の成立と発展」（平成二十八年九月）所収）内閣文庫本による。「諸家系図纂」所収「佐野阿曾沼系図」・「佐野松田系図」では「足利又太郎」のみ。
- (19) 「下野藤姓足利一族と清和源氏」（高橋修氏編『実像の中世武士団 北関東のもののみたち』（平成二十二年八月）所収）。
- (20) 天理大学図書館蔵。紙焼写真による。本文は私に読点を施した。
- (21) 『平家物語転読』第二章「人間の描出―以仁王事件」（平成十八年四月）
- (22) 中世末期には成立してゐた『百姓縁起』の義国の脇書には、「康和三年正月七日、義国十三、足利太郎藤原俊綱引卒而佐竹冠者義昌伐^{クワシヤ}スト云々」（秋田県公文書館佐竹文庫（宗家）蔵、慶長二十年写『本朝四姓系図』一卷による。内閣文庫『本朝皇胤紹運録』所収の天正十七年奥書本では脇書がない『百姓縁起』については、拙稿「安日説話の展開―真名本『曾我物語』揺蕩―」（『国語国文』七十五ノ十二、平成十八年十二月）参照）。そこに悪源太義平の年若での軍功説話に類似する説話が見える訳だが、これは、義国が足利基綱に婿入するとした源姓足利氏創生説話（拙稿「平安末期足利・新田氏考証補遺」注23）（『山形県立米沢女子短期大学紀要』五十五、平成三十一年十二月）の展開である。同系図の「藤原系図」にも俊綱と忠綱の間に、その未確認の基綱が見える（天正十七年奥書本では脇書がない）。
- (24) 『鎌倉遺文』一四四九一「日蓮書状」（弘安四年十月）。また『百姓縁起』「待名字古今不同有之」にも、
足利侯^ト侯^ト太郎^ト者、藤原ノ俊綱朝臣ノ^ト也、秀郷七代孫也（天正十七年奥書本）

- と見える（慶長二十年本傍線なし）。
- (25) 『平家物語流伝考』前篇第三章第三節「宇治川先陣談から」（昭和四十六年三月）
- (26) 注(23)の拙稿参照。
- (27) 拙稿「長楽寺本『源氏系図』成立試論」（『山形県立短期大学附属生活文化研究所報告』三十三（平成十八年三月））。
- (28) 義宗の実在は未確認であるが、北酒出本『源氏系図』では「建久五後八十九被切了、卅一才」とある。拙稿「義仲最期の周辺」（『米沢国語国文』三十三（平成十六年十二月））参照。
- (29) 『妙本寺典籍』六「源家系図」の翻刻による。
- (30) 中世の利根川の渡河地点については斎藤慎一氏「鎌倉街道上道と北関東」（浅野晴樹・斎藤慎一氏編『中世東国の世界 1 北関東』（平成十五年十二月））・築瀬大輔氏「新田荘の国境河川地域」（田中大樹氏編『上野新田氏』（平成二十三年六月）所収）を参照。
- (31) 『中世東国政治史論』第四部第四章「妙本寺本『源家系図』と里見義堯」（平成十八年十月）
- (32) 「長楽寺本『源氏系図』成立試論補考」（近時発表予定）
- (33) 『新田義貞公根本史料』所収。
- (34) 以上三書共に東大史料編纂所の謄写本による。
- (35) 『吾妻鏡』文暦元年十一月二十八日条。
- (36) 久保田順一氏『中世前期上野の地域社会』第一部第三章「新田一族の家の成立と女性」（平成二十一年十月）
- (37) 『房総里見氏の研究』第二章「里見氏の出自」（昭和八年十一月）
- (38) 秋田県公文書館佐竹文庫（宗家）蔵。拙稿「北酒出本『源氏系図』の史料的价值について」（『山形県立短期大学附属生活文化研究所報告』二十七（平成十二年三月））参照。同系の上杉博物館蔵『須田系図』にも同文あり。
- (39) 拙稿「新田義重一族伝雑々」（『山形県立米沢女子短期大学紀要』四十七（平成二十三年十二月））。尚、大系本『尊卑』の義俊には「号里見」、彰考館蔵『太平記系図』（史料編纂所の謄写本）には「里見」の脇書があり、戦国時代成立の甲神社蔵『源氏系図』では「里見太郎」とあるが、前述の島津本・妙本寺本・北酒出本・須田系譜や、尊経閣文庫蔵『帝皇系図』（紙焼写真）・秋田県公文書館佐竹文庫蔵佐竹本『尊卑』・山口県公文書館冷泉本『泷川系図』では、「高（竹）林」が名字で、里見の脇書が見えない事に注意（東大史料編纂所蔵『古系図集』（電子公開）・上杉博物館蔵『源家けい

(40)

つ」の義俊には脇書なし)。

峰岸純夫氏『中世の東国 地域と権力』第二章第一節「東国武士の基盤―上野国新田―」(平成元年四月)、須藤聡氏「下野国中世武士団の成立―治承・寿永の乱以前の実状」(橋本澄朗・千田孝明氏編『知られざる下野の中世』所収〔平成十七年五月〕)。野口実氏は京武者の在地経営が在地豪族と対立を来したと、当時の構造的現象を指摘する(「豪族的武士団の成立」〔元木泰雄氏編『日本の時代史 七 院政の展開と内乱』(平成十四年十二月)所収])。